

大津市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画 策定のポイント

概要

令和7年6月に成立した改正給特法に基づき、サービスを監督する市教育委員会として、給特法第8条に示されている「業務量管理・健康確保措置実施計画」を文部科学大臣が定める指針および第4期大津市教育振興基本計画に即して策定する。

策定のポイント

1 計画の趣旨

第4期教育振興基本計画「一人ひとりが輝き、ともに未来を創る大津の教育」の実現に向けた子どもたちの学びの充実

【働き方改革の目的】

- ・子どもたちの学びを支えるため、教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、子どもたちによりよい教育を行うことが目的

2 大津市の現状

- ・平成29年より、働き方改革推進委員会で検討し校務支援システム、留守応答電話、保護者連絡ツール導入等の取組を推進
- ・「教員の業務量の管理等に関する規則」に基づき在校等時間の管理及び縮減を推進

【令和6年度】時間外在校等時間

小学校 年平均月 31.3 時間（県 37.8 時間）

中学校 年平均月 39.7 時間（県 45.9 時間）

3 目標

（1）時間外在校等時間に関する目標

- ・1箇月…45時間以下の割合を100%
- ・1年間…月平均30時間程度

※第4期市教育振興基本計画 R11 目標

小 25.6 時間 中 31.6 時間

（2）働きがい等に関する目標

- ・年次有給休暇取得 年16日以上
- ・ストレスチェック高ストレス 10%以下
- ・ストレスチェック

働きがいについて肯定的回答 93%以上

仕事に満足か 肯定的回答 80%以上

5 関連する取組

・実施状況の確認と毎年の公表（市HP）

・総合教育会議での報告

- ・学校の状況確認と個別の支援・指導
- ・学校運営協議会における協議を踏まえた各学校の取組の充実
- ・市長部局と連携しての保護者・地域の理解の促進及び必要な予算と人員の確保

4 業務量管理・健康確保措置の内容

（1）「業務の3分類」を踏まえた業務改善

（ア）学校以外が担うべき業務

- ①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- ②放課後から夜間における街頭補導の指導
- ③地域の関係者間の連絡調整等
- ④保護者からの過剰な苦情等の学校では対応困難な事案対応

（イ）教師以外が積極的に参画すべき業務

- ①調査回答・広報発信・ICT機器等の管理
- ②学校施設の管理 ③児童生徒の休み時間における安全配慮
- ④校内清掃 ⑤部活動

（ウ）教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ①給食時間における対応 ②授業準備、学習評価や成績処理
- ③学校行事等の準備運営 ④支援が必要な児童生徒等の対応

（2）学校における措置の推進 教育課程や日課表等の見直し

（3）教職員の健康及び福祉の確保 医師による面接指導等

（4）教職員の働きがい向上の取組

- ・教職員の働きがい向上のための研修の実施
- ・管理職の業務改善による学校運営マネジメントの充実

計画の期間 令和8年度～令和11年度

対象 給特法第2条2項に規定する教育職員とそれ以外の職員